

法務省民二第28号

平成24年1月6日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類  
について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり農林水産省農村振興局長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい  
願います。

23農振第2140号  
平成24年1月5日

法務省民事局長 殿

農林水産省農村振興局長

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類  
について（照会）

今般、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）が平成23年12月26日に施行され、この中で、復興整備計画及び食料供給等施設整備計画に係る農地法（昭和27年法律第229号）の特例として、同法第4条第1項又は第5条第1項の許可のみなし規定が措置されたところです。

これに伴い、東日本大震災復興特別区域法に基づく当該特例に係る農地等の登記の申請に必要な書類として、同法に基づき農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可があったものとみなされたことを証する農地転用許可に係る復興整備計画の公表に関する通知書及び食料供給等施設整備計画の作成に係る通知書の案を別紙1及び別紙2のとおり作成したので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えないということであれば、当該通知書について貴管下法務局及び地方法務局に対し、周知方お取り計らい願います。

(別紙1)

番 号  
年 月 日

殿

市町村長 印

農地転用許可に係る復興整備計画の公表に関する通知書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇により、別添のとおり、東日本大震災復興特別区域法第 50 条第 1 項（又は第 50 条第 3 項）に係る同法第 46 条第 1 項に規定する復興整備計画を同条第 6 項の規定に基づき公表しましたので、通知いたします。

なお、上記公表の日に、当該復興整備計画に記載された復興整備事業を実施するための農地法第 4 条第 1 項（又は第 5 条第 1 項）の規定により許可を受けるべき者に対する当該許可については、東日本大震災復興特別区域法第 50 条第 1 項（又は第 50 条第 3 項）の規定に基づき許可があったものとみなされたことを申し添えます。

(施行注意)

別添として、公表した復興整備計画の該当事項及び農林水産省告示第 1 号及び第 2 号又は農林水産省・国土交通省・環境省告示第 4 号の関係書類（別紙参照）の写しを添付すること。

(農林水産省告示第1号及び第2号の関係書類(農地転用許可関係))

農地法第4条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項・第2項の 農林水産大臣の同意を得た 復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体	捺印

図面記号	事業主体の住所							
1 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	耕作者 の氏名	土地利用区分	
			登記簿	現況			農振法	都市計画法
	計			㎡(田	㎡(畑	㎡)		
2 転用することによ って生ずる付近の農 地作物等の被害の防 除施設の概要								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要なことに留意すること。

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項・第2項の 農林水産大臣の同意を得た 復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体

図面記号

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人								
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	計	㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権利の存続期間		その他		
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要									

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙1) 1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所
譲受人			
譲渡人			

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
計	筆	㎡	(田	㎡、畑	㎡)				

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 2 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 3 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 4 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 5 その他参考となるべき書類

(注意)

法第50条第1項の規定に基づき、法第49条第1項又は第2項の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業に関する事項が記載された復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

(農林水産省・国土交通省・環境省告示第4号の関係書類(農地転用許可関連))

農地法第4条第1項の規定による許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名	事業主体	捺印	住 所				
1 土地の所在等		土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	耕作者 の氏名	土地利用区分	
				登記簿	現 況			農振法	都市計画法
		計			㎡ (田	㎡ 畑	㎡)		
2	転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。

添付資料

- 1 復興整備計画が法第46条第1項第1号に掲げる地域(津波浸水地域及びその隣接・近接地域)をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、農林水産省・国土交通省・環境省告示第4号へに規定する事項を記載した書類(別紙様式)
- 2 土地の位置を示す地図(2,500分の1程度)及び土地の登記事項証明書
- 3 転用する行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 4 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 5 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 6 その他参考となるべき書類

(注意)

法第50条第2項の規定に基づき、復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の事業主体に対して、その旨及び農地法第4条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要となることに留意すること。

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

図面記号	事業名	地区名		事業主体					
1 当事者の住所等	当事者の別	氏 名	捺印	住 所					
	譲 受 人								
	譲 渡 人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		土地利用区分	
			登記簿	現 況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都 市 計画法
	計	㎡ (田      ㎡ 畑      ㎡)							
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期		権 利 の 存続期間		その他		
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要									

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記入すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。



(別紙1) 1の欄 当事者の住所等

当事者の別	氏名	捺印	住所
譲受人			
譲渡人			

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

譲渡人の氏名	所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用 収益権が設定され ている場合		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の 種類	権利者の 氏名又は 名称	農振法	都市 計画法
計	筆	㎡	(田	㎡、畑	㎡)				

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載してください。

添付資料

- 1 復興整備計画が法第46条第1項第1号に掲げる地域（津波浸水地域及びその隣接・近接地域）をその区域とする被災関連市町村等が作成したものである場合は、農林水産省・国土交通省・環境省告示第4号へに規定する事項を記載した書類（別紙様式）
- 2 土地の位置図（2,500分の1程度）及び登記事項証明書
- 3 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の証明書
- 4 被災関連市町村等以外の者が事業を実施する場合は、事業実施に必要な資金計画
- 5 土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- 6 その他参考となるべき書類

(注意)

法第50条第1項の規定に基づき、復興整備計画が法第46条第6項の規定により公表された場合は、復興整備事業の農地法第5条第1項の許可に係る権利の設定又は移転の当事者に対して、その旨及び農地法第5条第1項の許可があったものとみなされたことを本様式を添付して書面により通知すること。

なお、当該書面は不動産登記法の規定による登記の申請に必要なことに留意すること。

(別紙2)

番 号  
年 月 日

殿

市町村長 印

食料供給等施設整備計画の作成に係る通知書

東日本大震災復興特別区域法第24条第1項に規定する食料供給等施設整備計画を同条第4項の規定に基づき〇〇知事の同意を得て作成しましたので、通知いたします。

なお、本通知に係る食料供給等施設整備計画に従って食料供給等施設の用に供することを目的として下記の者が下記に係る農地を農地以外のものにする場合には、農地法第4条第1項の許可があったものとみなします。(\*1)

記

1 食料供給等施設整備事業の実施主体の住所等

氏名	住所

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	備考
		登記簿	現況		

3 食料供給等施設の種類

なお、本通知に係る食料供給等施設整備計画に従って食料供給等施設の用に供することを目的として下記の者が下記農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合には、農地法第5条第1項の許可があったものとみなします。（\*2）

記

1 当事者の住所等

当事者の別	氏名	住所
譲受人		
譲渡人		

2 土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	権利を設定し又は移転しようとする契約の内容		備考
		登記簿	現況		権利の種類	権利の設定、移転の別	

3 食料供給等施設の種類

(施行注意)

- \*1 下線部分は東日本大震災復興特別区域法第25条第1項の規定が適用される場合に、\*2 波線部分は同法第25条第2項の規定が適用される場合に、それぞれ記載する。
- 記については、農地を転用する者又は譲受人ごとに欄を繰り返し設けて記載する。
- 別添として食料供給等施設整備計画及び農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則第3条第2項各号に掲げる書類のうち本通知の宛先人に関する部分の写しを添付する。

法務省民二第27号

平成24年1月6日

農林水産省農村振興局長 殿

法務省民事局長

東日本大震災復興特別区域法に基づく計画に係る農地等の不動産登記の申請書類  
について（回答）

平成24年1月5日付け23農振第2140号をもって照会のありました標記の件に  
ついては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

## (参考) 東日本大震災復興特別区域法において 農地転用許可の特例の対象となる市町村

青森県：八戸市はちのへし 三沢市みさわし おいらせ町まち 階上町はしかみちょう

岩手県：宮古市みやこし 大船渡市おおふなとし 久慈市くじし 陸前高田市りくぜんたかだし 釜石市かまいしし 大槌町おおつちちょう  
やまだまち 山田町いわいずみちょう 岩泉町たのはたむら 田野畑村ふだいむら 普代村のだむら 野田村ひろのちょう 洋野町

宮城県：仙台市せんだいし 石巻市いしのまきし 塩竈市しおがまし 気仙沼市けせんぬまし 名取市なとりし 多賀城市たがじょうし  
いわぬまし 岩沼市ひがしまつしまし 東松島市わたりちょう 亘理町やまもとちょう 山元町まつしままち 松島町しちがはままち 七ヶ浜町  
りふちょう 利府町おながわちょう 女川町みなみさんりくちょう 南三陸町

福島県：いわき市し 相馬市そうまし 南相馬市みなみそうまし 広野町ひろのまち 楢葉町ならはまち 富岡町とみおかまち  
おおくままち 大熊町ふたばまち 双葉町なみえまち 浪江町しんちまち 新地町

茨城県：水戸市みとし 日立市ひたちし 高萩市たかはぎし 北茨城市きたいばらきし ひたちなか市し 鹿嶋市かしまし  
かみすし 神栖市ほこたし 鉾田市おおあらいまち 大洗町とうかいむら 東海村

千葉県：銚子市ちょうしし 旭市あさひし 匝瑳市そうさし 山武市さんむし 大網白里町おおあみしらさとまち 九十九里町くじゅうくりまち  
よこしばひかりまち 横芝光町しらこまち 白子町

※ 上記は農地転用許可の基準が緩和されるものを示す。

※ 食料供給等施設整備事業については、上記に加えて北海道の広尾町及び浜中町が対象となる。